

第 11 回大島町地域公共交通活性化協議会（書面開催）

令和 7 年 10 月 15 日

1. 議題

- （１） 大島町地域公共交通活性化協議会補正予算について

2. 報告

- （１） 運賃改定協議について
- （２） 実証実験について
- （３） 令和 8 年度 地域公共交通確保維持改善事業費補助金に係る地域公共交通計画の認定について

配布資料

- 資料 1-1 大島町地域公共交通活性化協議会補正予算について
- 資料 1-2 令和 7 年度予算書（案）
- 資料 1-3 大島町地域公共交通活性化協議会財務規程
- 資料 2-1 運賃改定協議について
- 資料 2-2 第 9 条証明書
- 資料 3-1 実施計画書
- 資料 3-2 協議が調っている旨の証明書
- 資料 4 令和 8 年度計画認定通知

議題 1 大島町地域公共交通活性化協議会補正予算について

令和 7 年 3 月 28 日に開催された第 8 回大島町地域公共交通活性化協議会内で決議された令和 7 年度予算について、下記の理由により補正の必要が生じたので、大島町地域公共交通活性化協議会財務規定第 3 条第 1 項の定めにより協議会に諮る。

(補正理由)

令和 7 年 3 月 28 日に開催した第 8 回大島町地域公共交通活性化協議会（以下「活性化協議会」）において承認を受けた令和 7 年度予算では、別紙資料 1 - 2 のとおり町から活性化協議会へ負担金を支出し、そのうちの 7 千万円については、大島旅客自動車株式会社（以下「大島バス」）に対する経営安定化補助金（以下「安定化補助金」）として充てている。

活性化協議会での予算化の目的としては、活性化協議会として申請している「地域公共交通確保維持改善事業（以下「フィーダー補助」）」の大島バスへの交付と併せて協議することで、補助金の交付に対する透明性を確保することであったが、一方で、活性化協議会での協議を前提とした場合、補助金の交付決定までに時間がかかり交付が遅れることにより、本補助金の性質上、事業者の経営に支障をきたす恐れがある。

上記の課題を踏まえ、補助金の交付主体を活性化協議会から町に戻すこととする。

今後は、町が引き続き交付主体として補助金を運用する一方、活性化協議会にはフィーダー補助に関する協議の中で、事業計画や運行見直しに対する意見や助言をいただき、制度運用の適正化と地域公共交通の持続的な確保を両立させることを目指したい。

令和 7 年度 大島町地域公共交通活性化協議会当初予算

【歳入の部】

(単位：円)

款	項	目	予算額	説明
1 負担金	1 負担金	1 負担金	70,352,000	大島町支出金
2 補助金	2 補助金	2 補助金	0	
3 繰越金	3 繰越金	3 繰越金	0	
4 諸収入	4 諸収入	4 雑入	0	
合計			70,352,000	

【歳出の部】

(単位：円)

款	項	目	予算額	説明
1 運営費	1 会議費	1 会議費	342,000	委員報酬等
	2 事務費	2 事務費	10,000	事務用品等
2 事業費	2 事業費	2 事業費	70,000,000	大島旅客自動車株式会社 経営安定化補助金（地域 路線確保事業）ほか
3 予備費	3 予備費	3 予備費	0	
合計			70,352,000	

令和 7 年度 大島町地域公共交通活性化協議会補正予算（案）

【歳入の部】

(単位：円)

款	項	目	予算額	説明
1 負担金	1 負担金	1 負担金	352,000	大島町支出金
2 補助金	2 補助金	2 補助金	0	
3 繰越金	3 繰越金	3 繰越金	0	
4 諸収入	4 諸収入	4 雑入	0	
合計			352,000	

【歳出の部】

(単位：円)

款	項	目	予算額	説明
1 運営費	1 会議費	1 会議費	342,000	委員報酬等
	2 事務費	2 事務費	10,000	事務用品等
2 事業費	2 事業費	2 事業費	0	
3 予備費	3 予備費	3 予備費	0	
合計			352,000	

大島町地域公共交通活性化協議会財務規程

(目的)

第1条 この規程は、大島町地域公共交通活性化協議会規約第6条の規定に基づき、大島町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(予算)

第2条 協議会の予算は、国、東京都からの補助金、大島町からの負担金及び補助金、事業者からの負担金、繰越金及びその他諸収入をもって歳入とする。また、協議会の運営及び事業にかかる経費をもって歳出とする。

2 協議会の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を調製し、協議会に諮るものとする。ただし、歳入歳出がない年度については、予算の調製及び協議会に諮ることを省略することができる。

3 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

4 会長は、第2項の規定により、予算が協議会の承認を得たときは、当該予算書の写しを速やかに大島町長へ送付しなければならない。

(予算の補正)

第3条 会長は、会計年度の途中において、既定予算に補正の必要が生じたときは、これを調製し、速やかに協議会に諮るものとする。

2 前項の規定により補正予算が協議会の承認を得たときは、前条第4項の規定を準用する。

(予算区分)

第4条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第2のとおりとする。

3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定める以外の款、項及び目を定めることができる。

(予算の流用等)

第5条 会長は、歳出予算のうち款及び項を超えて予算を流用したとき、又は予備費を充用したときは、協議会に報告しなければならない。

(出納及び現金等の保管)

第6条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

(協議会の出納員)

第7条 会長は、協議会の事務局職員のうちから協議会出納員を命ずることができる。

2 協議会出納員は、会長の命を受けて協議会の出納その他会計事務を司り、適正に処理し

なければならない。

(収入及び支出の手続き)

第8条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続きは、大島町において定められている取り扱いに準ずる。

2 協議会の出納員は、次の各号に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算整理簿

(2) 前号に掲げるもののほか、必要な簿冊

(決算時)

第9条 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく、協議会の決算を調製し、監事の監査に付した後、協議会の承認を得なければならない。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、協議会の財務に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、令和5年3月28日から施行し、令和5年1月18日から適用する。

別表第1 (第4条関係)

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 補助金	2 補助金	2 補助金
3 繰越金	3 繰越金	3 繰越金
4 諸収入	4 諸収入	4 雑入

別表第2 (第4条関係)

款	項	目
1 運営費	1 会議費	1 会議費
	2 事務費	2 事務費
2 事業費	2 事業費	2 事業費
3 予備費	3 予備費	3 予備費

議題 2 運賃改定協議について

令和 7 年 9 月 24 日に開催した第 2 回運賃協議分科会において、資料の変更を理由に「条件付き承認」として、決議を行った。

9 月 3 0 日に運賃協議分科会委員（以下、委員）へ変更後の資料及び承認書を配布し、10 月 6 日に各委員から承認書の提出を確認したため、同年 1 0 月 6 日付で「道路運送法第 9 条第 4 項及び同法施行規則第 9 条第 2 項に掲げる協議が調っていることの証明書」（別紙資料 2-2）を交付する。

道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に掲げる
協議が調っていることの証明書

令和7年9月24日に開催した運賃協議分科会において、下記事項に関し、協議が調ったことを証明する。

記

- ・ 協議が調っている運賃（料金）の種類、額及び適用方法

別紙のとおり

- ・ 運賃を適用する路線又は営業区域

別紙のとおり

- ・ 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件

2025年（令和7年）12月27日以降適用とする。

- ・ 運賃を定める一般乗合旅客自動車運送事業者の氏名又は名称

大島旅客自動車株式会社 代表取締役 倉崎 嘉典

令和7年10月6日

大島町地域公共交通活性化協議会

運賃協議分科会

会長 木 中 孝 次

協議が調っている運賃（料金）の種類、額及び適用方法

大島バス運賃表 ※こどもは半額(10円未満四捨五入) **新**

令和7年

[A] 大島公園ライン

[B] 波浮港ライン

[A] 大島公園ライン

690	690	690	640	610	580	550	530	570	500	490	450	430	520	430	430	430	450	310	290	240	大島公園		上の山			160
560	560	560	510	470	440	410	390	430	360	360	310	290	380	290	290	290	310	160	160	棒トンネル		波浮保良園			160	160
510	510	510	460	420	390	360	340	380	310	300	260	240	330	240	240	240	260	160	原津		波浮見晴台			160	160	160
490	490	490	440	400	370	340	320	360	290	280	240	220	310	220	220	220	240	秋の浜入口		三中前			160	160	160	180
440	440	440	390	350	320	290	270	310	240	240	190	160	300	160	160	160	160	岡田港		波浮港			210	210	230	270
420	420	420	370	330	300	270	250	290	230	220	160	160	240	160	160	塚の本		波浮西岸		160	210	210	230	230	270	
420	420	420	370	330	300	270	250	290	230	220	160	160	240	160	岡田出場所		ばれーらの一		160	160	210	210	230	230	270	
370	370	370	320	280	250	220	200	240	160	160	160	160	190	岡田郵便局		下地		160	160	160	160	160	160	160	200	
300	300	300							170	160			東・西コーン		海国		160	230	230	230	200	200	220	220	260	
370	370	370	320	280	250	220	200	240	160	160	160	さくら小入口		基木地南口		160	160	230	230	230	200	200	220	220	260	
350	350	350	290	250	230	190	160	220	160	160	桜通り		基木地中央		160	180	180	260	260	260	230	230	250	250	290	
300	300	300	250	210	170	160	160	160	160	北の山		基木地保良園		160	160	240	240	310	310	310	270	270	300	300	340	
290	290	290	240	200	160	160	160	160	ふもと公園		基木地保良園		160	160	160	240	240	310	310	310	270	270	300	300	340	
310	310	310	260	220	190	160	160	大島空港ターミナル		送迎所		160	200	200	230	290	290	360	360	360	330	330	350	350	390	
270	270	270	220	160	160	160	大島空港入口		閑伏		160	200	250	250	280	340	340	410	410	410	380	380	400	400	440	
250	250	250	200	160	160	地の蔵		砂の浜入口		160	160	230	270	270	300	360	360	440	440	440	400	400	430	430	470	
220	220	220	160	160	南と資料館入口		地蔵新道前		240	260	310	360	410	410	440	500	500	580	580	580	540	540	570	570	600	
180	180	180	160	高校前		千波		160	260	290	340	390	440	440	470	530	530	600	600	600	570	570	590	590	630	
160	160	160	支庁前		清瀬工場前		160	210	350	370	420	480	520	520	550	610	610	680	680	680	650	650	670	670	700	
160	160	元町北口	野増		160	240	260	400	430	480	530	580	580	610	660	660	730	730	730	700	700	720	720	750		
160	役場前	大宮神社前		160	220	300	320	470	490	540	590	640	640	660	720	720	780	780	780	750	750	770	770	810		
元町港	大昇団地前		160	160	220	300	330	470	490	540	590	640	640	660	720	720	780	780	780	750	750	770	770	810		
ジョノス			160	190	190	250	330	360	500	520	580	620	670	670	690	750	750	810	810	810	780	780	800	800	840	
元町南口			160	160	190	190	250	330	360	500	520	580	620	670	670	690	750	750	810	810	810	780	780	800	800	840
集船前			160	160	160	230	230	280	360	390	530	560	610	650	700	700	720	780	780	840	840	840	810	810	840	870
元町港	160	160	160	160	230	230	280	360	390	530	560	610	650	700	700	720	780	780	840	840	840	810	810	840	840	870

[B] 波浮港ライン

																	最上駅接続																												
																	波浮港			210	210	230	230	270																					
																	波浮西岸			160	210	210	230	230	270																				
																	ばれーらの一			160	160	210	210	230	230	270																			
																	下地			160	160	160	160	160	160	200																			
																	海国			160	230	230	230	200	200	220	220	260																	
																	基木地南口			160	160	230	230	230	200	200	220	220	260																
																	基木地中央			160	180	180	260	260	260	230	230	250	250	290															
																	基木地保良園			160	160	160	240	240	310	310	310	270	270	300	300	340													
																	送迎所			160	200	200	230	290	290	360	360	360	330	330	350	350	390												
																	閑伏			160	200	250	250	280	340	340	410	410	410	380	380	400	400	440											
																	砂の浜入口			160	160	230	270	270	300	360	360	440	440	440	400	400	430	430	470										
																	地蔵新道前			240	260	310	360	410	410	440	500	500	580	580	580	540	540	570	570	600									
																	千波			160	260	290	340	390	440	440	470	530	530	600	600	600	570	570	590	590	630								
																	清瀬工場前			160	210	350	370	420	480	520	520	550	610	610	680	680	680	650	650	670	670	700							
																	野増			160	240	260	400	430	480	530	580	580	610	660	660	730	730	730	700	700	720	720	750						
																	大宮神社前			160	220	300	320	470	490	540	590	640	640	660	720	720	780	780	780	750	750	770	770	810					
																	大昇団地前			160	160	220	300	330	470	490	540	590	640	640	660	720	720	780	780	780	750	750	770	770	810				
																	ジョノス			160	190	190	250	330	360	500	520	580	620	670	670	690	750	750	810	810	810	780	780	800	800	840			
																	元町南口			160	160	190	190	250	330	360	500	520	580	620	670	670	690	750	750	810	810	810	780	780	800	800	840		
																	集船前			160	160	160	230	230	280	360	390	530	560	610	650	700	700	720	780	780	840	840	840	810	810	840	840	870	
																	元町港			160	160	160	160	230	230	280	360	390	530	560	610	650	700	700	720	780	780	840	840	840	810	810	840	840	870

大島バス運賃表 ※こどもは半額(10円未満四捨五入) **新**

新

早朝船接続便(通し運賃)

岡田港	大島町陸上競技場	1130
	上の山	1100
	波浮保育園	1100
	波浮見晴台	1080
	三中前	1110
	波浮港	1110
	ばれ・らめーる前	1110
	クダツチ	1050
	海洋国際高校前	1050
	差木地南口	1000
	差木地中央	970
	差木地入口	970
	差木地保育園前	930
	送信所	880
	間伏	840
	砂の浜入口	810
	地層切断面	690
	千波	660
	清掃工場前	590
	野増	530
	大宮神社前	530
	大昇団地前	470
	伊豆大島ミュージアムジオノス	470
	元町南口	440
	農協前	440
	元町北口	440
	支庁前	390
	高校前	350
	郷土資料館入口	320
	地の岡	290
	大島空港入口	270
	大島空港ターミナル	310
	ふるさと体験館	240
	北の山	240
	桜通り	190
	さくら小学校	160

運賃を適用する路線又は営業区域

【A】 大島公園ライン	【B】 波浮港ライン
①元町港	①元町港
②町役場前	②元町北口
③元町北口	③農協前
④支庁前	④元町南口
⑤高校前	⑤伊豆大島ミュージアム ジオノス
⑥郷土資料館入口	⑥大昇団地前
⑦地の岡	⑦大宮神社前
⑧大島空港入口	⑧野増
⑨大島空港ターミナル	⑨清掃工場前
⑩ふるさと体験館入口	⑩千波
⑪北の山	⑪地層切断面
⑫桜通り	⑫砂の浜入口
⑬さくら小学校入口	⑬間伏
⑭岡田郵便局前	⑭送信所
⑮岡田出張所前	⑮差木地保育園前
⑯岡田港	⑯差木地入口
⑰塚の本	⑰差木地中央
⑱秋の浜入口	⑱差木地南口
⑲泉津	⑲海洋国際高校前
⑳椿トンネル	⑳クダッチ
㉑大島公園	㉑ぱれ・ら・めーる前
	㉒波浮西岸
	㉓波浮港
	㉔三申前
	㉕波浮見晴台
	㉖波浮保育園
	㉗上の山
	㉘大島町陸上競技場



報告 2 実証実験について

令和 7 年 3 月 28 日（金）に開催された第 8 回大島町地域公共交通活性化協議会において可決された本実証実験は、別紙実証実験実施計画書のとおり、実施する予定である。

大島町地域公共交通計画推進業務委託 「交通空白」解消に向けた実証実験

実施計画書

令和7年9月

大島町地域公共交通活性化協議会

目次

1. 目的.....	1
2. 概要.....	1
3. 運行対象区間の概況.....	1
3.1 現在の運行状況.....	1
3.2 当該区間の輸送数量.....	2
4. 詳細.....	3
4.1 運行期間.....	3
4.2 運行区間及び停留所位置.....	3
4.3 実施主体.....	5
4.4 運賃.....	5
4.5 運行ダイヤ.....	6
4.6 車両の運用.....	6
4.7 緊急時の対応.....	7
4.7.1 通常の間合せ.....	7
4.7.2 事故等の発生時.....	7
4.7.3 災害時.....	8

1. 目的

- 本実証実験では、路線バスの運転士不足の状況を踏まえた町内の路線バスネットワークの最適化のために、日中の利用が少ない「岡田港～大島公園」間について、路線バスの代替手段として乗合タクシーを運行し、実装課題や効果を検証することを目的とする。

2. 概要

- 実証実験の概要を以下の表に示す。

表 実証実験の概要

運行期間	令和7年12月1日(月)～令和7年12月26日(金)
運行区間	現行の「大島公園ライン」のうち、岡田港～大島公園
実施主体	事務局：大島町地域公共交通活性化協議会 運行主体：大島町タクシー協会

3. 運行対象区間の概況

3.1 現在の運行状況

- 本実証実験の運行区間では、大島旅客自動車(株)が路線バスを定時定路線で運行している。
- 現況の運行ダイヤでは、岡田港から大島公園に向かう便が9便、大島公園から岡田港に向かう便が10便となっている。

【A】大島公園ライン			路線バス時刻表【令和7年7月1日～令和7年9月30日】																				70歳以上の高齢者乗車【乗車料半額サービス】随時発行中 大島バスの路線バスにもご利用いただけます。(一部路線を除く)													
元町港～北の山～岡田港～泉津～大島公園 行			運行日	1	8:10	8:11	8:12	8:14	8:15	8:16	8:17	8:18	—	8:19	8:19	8:21	8:21	8:22	8:24	8:27	8:28	8:30	8:33	8:34	8:36	8:40										
毎日			2	9:10	9:11	9:12	9:14	9:15	9:16	9:17	9:18	—	9:19	9:19	9:21	9:21	9:22	9:24	9:27	9:28	9:30	9:33	9:34	9:36	9:40											
岡田港出帆の日			3	9:50	9:51	9:52	9:54	9:55	9:56	9:57	9:58	—	9:59	9:59	10:01	10:01	10:02	10:04	10:07	10:08	10:10	10:13	10:14	10:16	10:20											
元町港出帆の日			4	10:10	10:11	10:12	10:14	10:15	10:16	10:17	10:18	10:20	10:23	10:23	10:25	10:25	10:26	10:28	10:31	10:32	10:34	10:37	10:38	10:40	10:44											
岡田港出帆の日			5	10:40	10:41	10:42	10:44	10:45	10:46	10:47	10:48	—	10:49	10:49	10:51	10:51	10:52	10:54	10:57	10:58	11:00	11:03	11:04	11:06	11:10											
元町港出帆の日			6	11:00	11:01	11:02	11:04	11:05	11:06	11:07	11:08	11:10	11:13	11:13	11:15	11:15	11:16	11:18	11:21	11:22	11:24	11:27	11:28	11:30	11:34											
毎日			7	12:00	12:01	12:02	12:04	12:05	12:06	12:07	12:08	—	12:09	12:09	12:11	12:11	12:12	12:14	12:17	12:18	12:20	12:23	12:24	12:26	12:30											
毎日			8	13:30	13:31	13:32	13:34	13:35	13:36	13:37	13:38	—	13:39	13:39	13:41	13:41	13:42	13:44	13:47	13:48	13:50	13:53	13:54	13:56	14:00											
毎日			9	14:20	14:21	14:22	14:24	14:25	14:26	14:27	14:28	—	14:29	14:29	14:31	14:31	14:32	14:34	14:37	14:38	14:40	14:43	14:44	14:46	14:50											
岡田港出帆の日			10	15:00	15:01	15:02	15:04	15:05	15:06	15:07	15:08	—	15:09	15:09	15:11	15:11	15:12	15:14	15:17	15:18	15:20	15:23	15:24	15:26	15:30											
元町港出帆の日			11	15:50	15:51	15:52	15:54	15:55	15:56	15:57	15:58	—	15:59	15:59	16:01	16:01	16:02	16:04	16:07	16:08	16:10	16:13	16:14	16:16	16:20											
毎日			12	17:20	17:21	17:22	17:24	17:25	17:26	17:27	17:28	—	17:29	17:29	17:31	17:31	17:32	17:34	17:38	—	17:40	17:43	17:44	17:46	17:50											
※本路線で全島周回シルバーパスをご利用いただけます。 ※制度が全島大島の発着日(元町港出帆の日)ダイヤで運行します。																																				
大島公園～泉津～岡田港～北の山～元町港 行																																				
運行日			1	7:20	7:24	7:26	7:27	7:30	7:33	7:34	7:36	7:38	7:38	7:39	7:41	7:41	—	7:42	7:43	7:44	7:45	7:46	7:48	7:49	7:50											
毎日			2	9:20	9:24	9:26	9:27	9:30	9:33	9:34	9:36	9:38	9:38	9:39	9:41	9:41	—	9:42	9:43	9:44	9:45	9:46	9:48	9:49	9:50											
毎日			3	10:00	10:04	10:06	10:07	10:10	10:13	10:14	10:16	10:18	10:18	10:19	10:21	10:21	10:24	10:26	10:27	10:28	10:29	10:30	10:32	10:33	10:34											
岡田港出帆の日			4	10:40	10:44	10:46	10:47	10:50	10:53	10:54	10:56	10:58	10:58	10:59	11:01	11:01	11:04	11:06	11:07	11:08	11:09	11:10	11:12	11:13	11:14											
元町港出帆の日			5	11:00	11:04	11:06	11:07	11:10	11:13	11:14	11:16	11:18	11:18	11:19	11:21	11:21	—	11:22	11:23	11:24	11:25	11:26	11:28	11:29	11:30											
毎日			6	11:50	11:54	11:56	11:57	12:00	12:03	12:04	12:06	12:08	12:08	12:09	12:11	12:11	—	12:12	12:13	12:14	12:15	12:16	12:18	12:19	12:20											
毎日			7	12:40	12:44	12:46	12:47	12:50	12:53	12:54	12:56	12:58	12:58	12:59	13:01	13:01	—	13:02	13:03	13:04	13:05	13:06	13:08	13:09	13:10											
7月5・6・12・13・19～31で岡田港出帆の日			8	14:10	14:14	14:16	14:17	14:20	14:23	14:24	14:26	14:28	14:28	14:29	14:31	14:31	—	14:32	14:33	14:34	14:35	14:36	14:38	14:39	14:40											
8月の岡田港出帆の日			9	14:30	14:34	14:36	14:37	14:40	14:43	14:44	14:46	14:48	14:48	14:49	14:51	14:51	—	14:52	14:53	14:54	14:55	14:56	14:58	14:59	15:00											
9月の土曜日で岡田港出帆の日			10	15:00	15:04	15:06	15:07	15:10	15:13	15:14	15:16	15:18	15:18	15:19	15:21	15:21	15:24	15:26	15:27	15:28	15:29	15:30	15:32	15:33	15:34											
岡田港出帆の日			11	15:20	15:24	15:26	15:27	15:30	15:33	15:34	15:36	15:38	15:38	15:39	15:41	15:41	15:44	15:46	15:47	15:48	15:49	15:50	15:52	15:53	15:54											
岡田港出帆の日			12	15:50	15:54	15:56	15:57	16:00	16:03	16:04	16:06	16:08	16:08	16:09	16:11	16:11	16:14	16:16	16:17	16:18	16:19	16:20	16:22	16:23	16:24											
元町港出帆の日			13	16:30	16:34	16:36	16:37	16:40	16:43	16:44	16:46	16:48	16:48	16:49	16:51	16:51	—	16:52	16:53	16:54	16:55	16:56	16:58	16:59	17:00											
7/1～18と9/1～30の平日			14	18:00	18:04	18:06	18:07	18:10	18:14	—	18:16	18:18	18:18	18:19	18:21	18:21	—	18:22	18:23	18:24	18:25	18:26	18:28	18:29	18:30											
毎日			15	18:00	18:04	18:06	18:07	18:10	18:14	—	18:16	18:18	18:18	18:19	18:21	18:21	—	18:22	18:23	18:24	18:25	18:26	18:28	18:29	18:30											
※本路線で全島周回シルバーパスをご利用いただけます。 ※制度が全島大島の発着日(元町港出帆の日)ダイヤで運行します。 ※一部線のみとなります。																																				
大島バス 大島営業所 TEL 04992-2-1822																																				

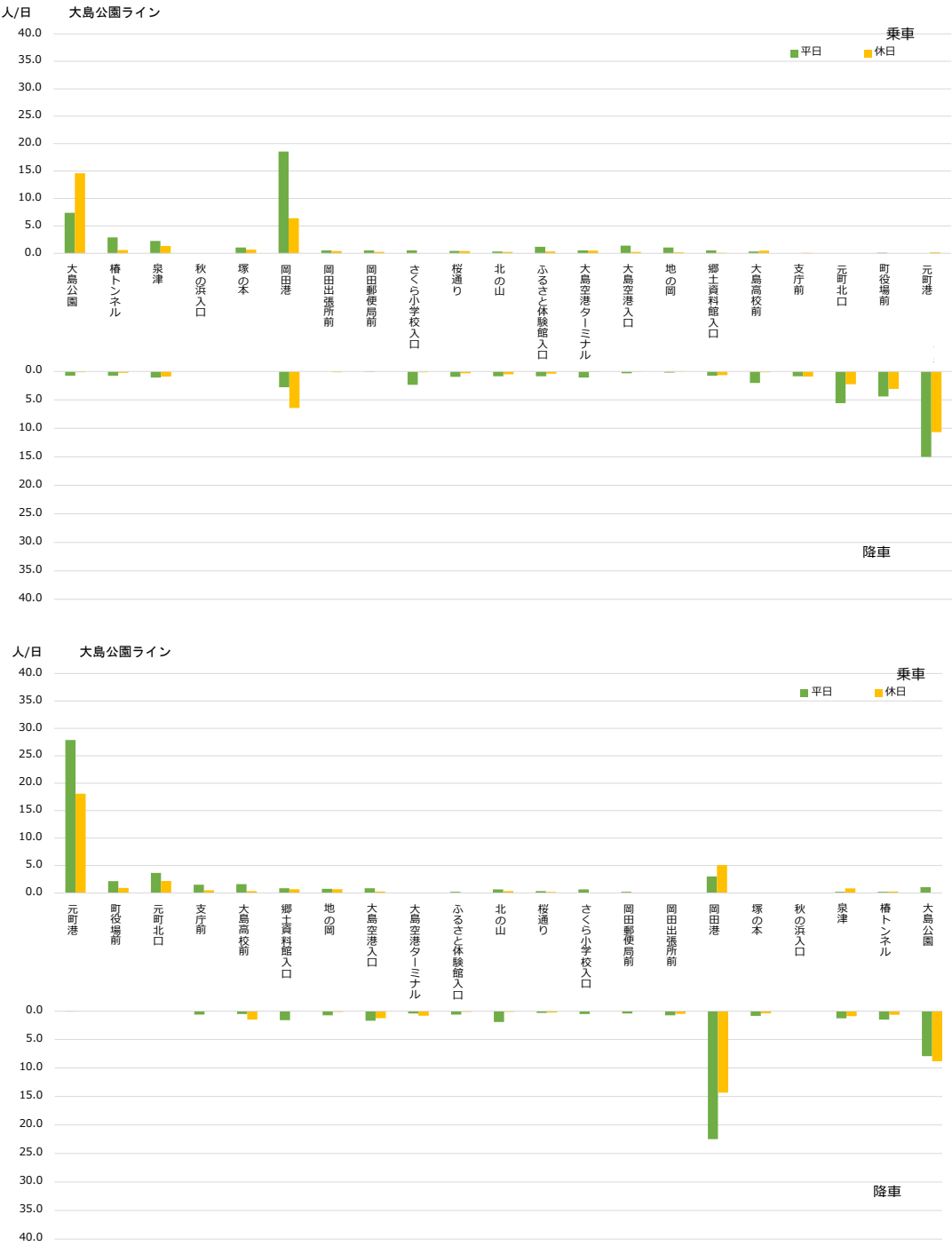
図 現在の運行ダイヤ

3.2 当該区間の輸送数量

- 令和4年12月に実施したバスモニタリング調査の結果をみると、当該区間の輸送数量は下記の通りである。

表 当該区間の平均乗降者数(人/日)

	平日	休日
大島公園→岡田港	3.2	3.7
岡田港→大島公園	2.6	2.4



出典：令和4年12月バスモニタリング調査結果

図 当該区間の輸送数量

4. 詳細

4.1 運行期間

- ・ 運行期間は令和 7 年 12 月 1 日(月)～令和 7 年 12 月 26 日(金)とする。
 - ・ 利用の定着を図るため、概ね 1 ヶ月間の運行とする。
 - ・ 多客が想定される下記の期間を避けて運行期間を設定する。
 - ・ 観光繁忙期：7～10 月
 - ・ スポーツ大会集中期：11 月
 - ・ 2025 全日本マスターズ選手権 個人タイムトライアル：11 月 1 日(土)
 - ・ 2025 東京都大島三原山ヒルクライム大会：11 月 2 日(日)
 - ・ 東京 2025 デフリンピック期間：11 月 14 日(金)～11 月 26 日(水)
- ※開会日は 11 月 15 日(土)、11 月 14 日(金)は大島町が会場となる協議の練習日

4.2 運行区間及び停留所位置

- ・ 運行区間は、現行の「大島公園ライン」のうち、岡田港～大島公園とする。
- ・ 停留所に関しては既存の路線バスのバス停を活用する。



出典：伊豆大島ナビ HP

図 運行区間



図 運行区間詳細(運行系統略図を兼ねる)

4.3 実施主体

- ・ 事務局は大島町地域公共交通活性化協議会が担当する。
- ・ 運行主体は大島町タクシー協会が担当する。

4.4 運賃

- ・ 運賃体系は現行のバスと同一とする。
- ・ 運賃の収受は、現金またはPayPayでのみ行うものとする。
- ・ 東京都シルバーパス、エコパスの割引は適用するものとする。

表 運賃体系

大人（中学生以上）	普通運賃
小児（小学生以上）	普通運賃の半額（端数は10円単位に四捨五入）
幼児（1歳～6歳未満）	普通運賃の半額（端数は10円単位に四捨五入） ※付き添い（6歳以上）1名につき1名無料
乳児（1歳未満）	無料

380	250	240	200	大島公園
260	130	130	樺トンネル	
220	130	泉津		
200	秋の浜入口			
岡田港				

図 乗合タクシー運賃表



図 東京都シルバーパス



図 エコパス

4.5 運行ダイヤ

- 岡田港 → 泉津 → 大島公園 行

便 ↓ 停留所	岡田港	塚の本	岡田出張所前	秋の浜入口	泉津	椿トンネル	大島公園
4	12:27	12:28	12:30	12:33	12:34	12:36	12:40
5	13:17	13:18	13:20	13:23	13:24	13:26	13:30
6	14:07	14:08	14:10	14:13	14:14	14:16	14:20
7	14:57	14:58	15:00	15:03	15:04	15:06	15:10

- 大島公園 → 泉津 → 岡田港 行

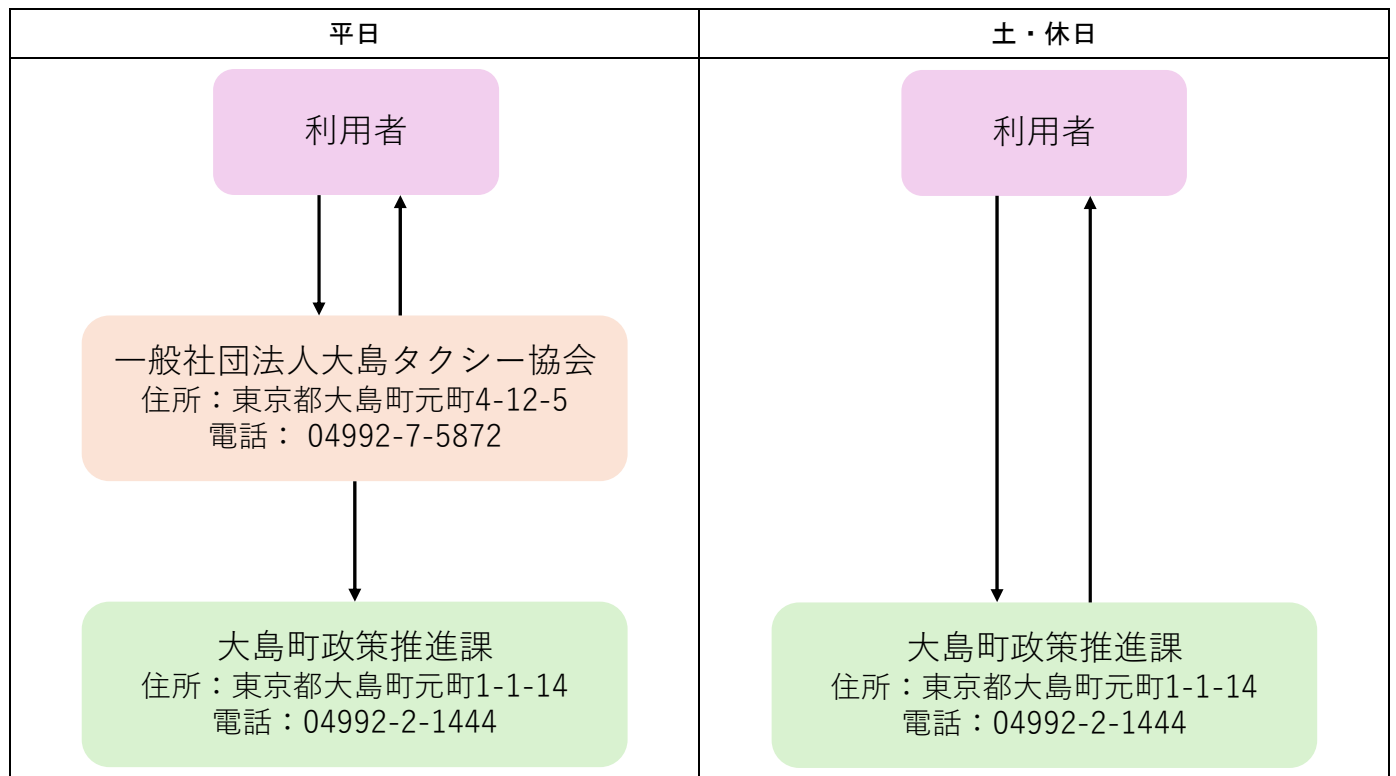
便 ↓ 停留所	大島公園	椿トンネル	泉津	秋の浜入口	岡田出張所前	岡田港
5	12:50	12:54	12:56	12:57	13:00	13:03
6	13:40	13:44	13:46	13:47	13:50	13:53
7	14:40	14:44	14:46	14:47	14:50	14:53
8	15:20	15:24	15:26	15:27	15:30	15:33

4.6 車両の運用

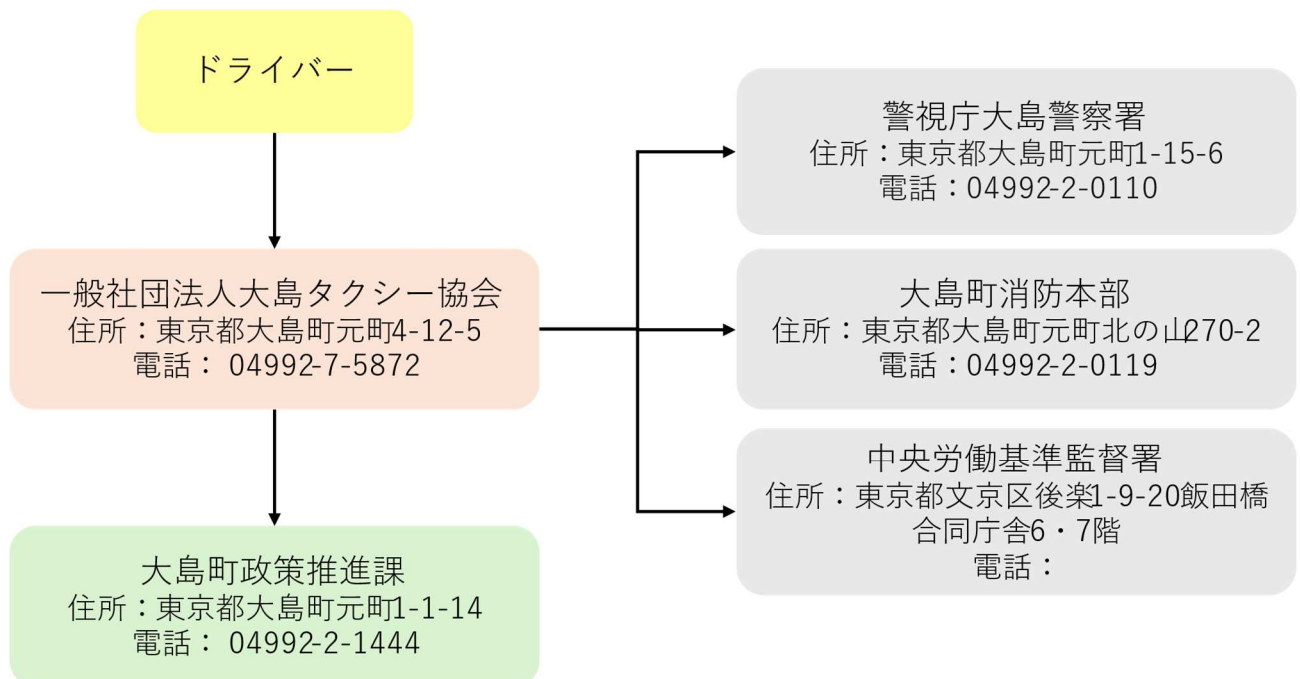
- ジャンボタクシー1台あるいはセダントイプタクシー2台で運行する。

4.7 緊急時の対応

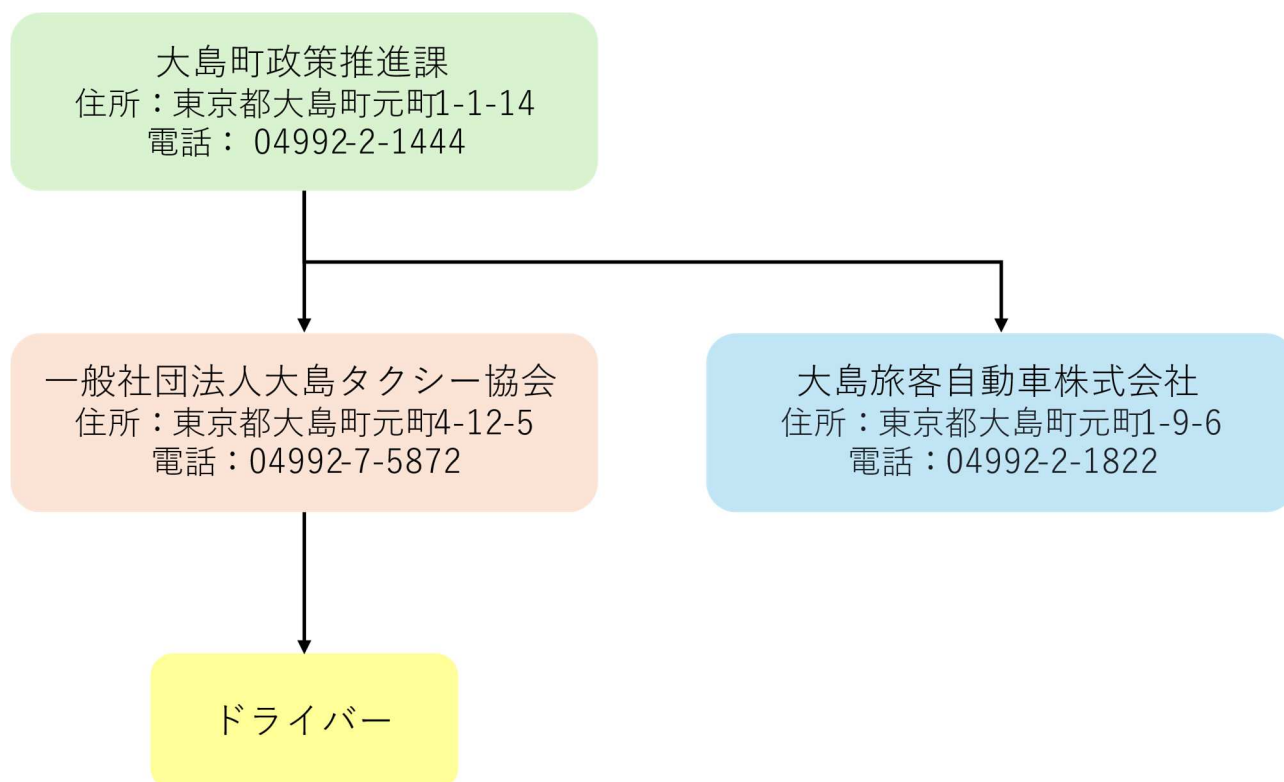
4.7.1 通常の問合せ



4.7.2 事故等の発生時



4.7.3 災害時



道路運送法に基づく協議が調っていることの証明書

令和7年6月20日付け第10回大島町地域公共交通活性化協議会において、下記事項に関し、協議が調ったことを証明する。

記

1. 協議が調っている運行の態様
一般乗用旅客自動車運送事業による乗合旅客運送
2. 協議が調っている路線又は区域
別紙1のとおり
大島旅客自動車が運行する現行の「大島公園ライン」のうち、岡田港～大島公園
3. 車両に関する事項
ジャンボタクシーまたはセダntaxi 2台
4. その他、適用する期間又は区間など
別紙2「実施計画書」のとおり
5. 実施予定日
令和7年12月1日～令和7年12月26日
6. 運行事業者
 - ・ 三原観光自動車株式会社
 - ・ 辻 善己
 - ・ 宮本 和美
 - ・ 山口 正志
 - ・ 大島観光自動車有限会社

令和7年 10月 1日

大島町地域公共交通活性化協議会
会長 木 中 孝 次



報告 3 令和 8 年度 地域公共交通確保維持改善事業費補助金に係る
地域公共交通計画の認定について

令和 7 年 9 月 26 日付関交企第 8 1 号をもって、関東運輸局長より国土交通大臣が地域公共交通確保維持事業に係る計画であるものとして下記の通り認定した旨の通知を受けた。

関 交 企 第 8 1 号
令和 7 年 9 月 2 6 日

大島町地域公共交通活性化協議会
木中 孝次 殿

関東運輸局長 藤田 礼子
(公印省略)

令和 8 年度 地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金）に係る地域公共交通計画の認定について

令和 7 年 6 月 2 5 日付け 7 大交協第 4 号で認定申請のあった「令和 8 年度 地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金）に係る地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第 5 条第 1 項に規定する地域公共交通計画」については、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 1 0 条の規定を準用する第 1 8 条により、令和 7 年 9 月 2 5 日付け国総地第 1 4 4 号をもって、国土交通大臣が地域公共交通確保維持事業に係る計画であるものとして認定したので、通知する。